

寄附金に対する税制優遇措置

しまね子ども食堂ネットワークへの寄附金は、社会福祉法人への寄附金として税制上の優遇措置が認められています。

個人の方

所得税	寄附金の合計額から 2,000 円を差し引いた金額を、寄附をした方のその年分の総所得金額の合計額から控除することができます。 ※控除額はその年分の所得によって上限額が定められています。 ※寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。 ※詳しくはお近くの税務署までお問い合わせください。
県民税	寄附金の合計額から 2,000 円を差し引いた金額の 4%を、寄附をした方の県民税の合計額から控除することができます。 ※控除額はその年分の所得によって上限額が定められています。 ※寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。 ※詳細は県庁総務部税務課までお問い合わせください。

法人の方

一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入できます。

特別算入限度額=(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得の金額×625/100)×1/2

その他

- (1) 口座振替による毎月定額の寄付も可能です。詳細はお問い合わせください。
- (2) ご相続やご遺贈によって取得された財産を寄付いただいた場合、原則としてその相続財産は非課税となります。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。
- (3) ご寄付いただいた方のうち、ご希望される方については、ホームページ及び本会広報紙上で、お名前、寄付額等を公表させていただいています。